

単位子ども会地区会長1名ずつ（5地区）

第10条 この会の役員は次の通り選出する。

1. 会長、副会長、書記、会計は会員において互選する。
役員選出方法、免除規定は「第8章 役員選出方法・免除規定」に基づくものとする。
2. 地区委員 事業運営にあたり、役員を補佐する。
単位子ども会から第17条により互選する。
3. 監査役は、会員から選出する。

第11条 この会の役員の任務は次の通りとする。

1. 会長はこの会を代表し会務を処理する。
2. 会長補佐は副会長と協力し、実務のトップを行う。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故その他やむを得ない事由が生じた場合には職務を代行する。
4. 書記はこの会に必要な一切の記録を処理する。
5. 会計はこの会の財務および会計に関する事務に従事し、帳簿書類等の保管及び金銭の出納業務を行う。
6. 監査は、帳簿書類等を事業内容と照合し、適切に執行されているかをみる。

第12条 この会に顧問〔若干名〕をおくことができる。
会長が委嘱し会長の諮問に応じる。

第13条 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第4章 会 議

第14条 この会の会議は、総会と役員会、委員会とする。

第15条 総会は会長が召集し、会員〔会員数〕の過半数の出席をもって成立する。出席できない場合は委任状をもってこれに代えることができる。

1. 総会は毎年1回4月に召集する。また、必要に応じて臨時総会を召集することができる。
2. 総会に付議すべき事項は次の通りである。
 - イ. 会則の改廃に関する事
 - ロ. 事業報告並びに事業計画に関する事。
 - ハ. 決算報告並びに予算に関する事。
 - ニ. その他

第16条 役員会及び、委員会は必要に応じて会長が召集する。

第5章 地区委員

第17条 各単位子ども会地区委員の選出は次の通りとする。

毎年3月末までに選出して事務所〔会長宅〕に届ける。地区委員の数は下記の通り児童数を考慮して選出する。

1. 会員数10人につき1人の選出を目安とする。ただし、10人未満であっても1人以上選出する。

但し、各単位子ども会の実態に応じて地区委員を増やすことができる。

第6章 役員・委員の義務と免責事項

第18条 この会の役員・委員は、この会の諸行事を開催する際、事故等が発生しないよう注意を心がけて運営するものとする。

第19条 この会の会員は、この会で発生した事故について、この会および役員・委員に対し、その責任を問わないものとする。

第7章 その他

第20条 個人情報の取扱いについては、必要な範囲内での利用に限る。

第8章 役員選出方法・免除規定

第21条 役員選出方法

1. 新6年生の会員の中からPTA・育成会とも役員を選出する。
2. 公平を期すため、立候補者がいない場合は「第23条役員免除対象」の記載内容に該当する会員、PTA本部役員、育成会本部役員、各地区会長未経験者より選出する。学級委員・単位子ども会地区委員経験者は免除対象外とする。

第22条 本部役員など学校関係役員と久居子ども会育成者連合会など学校内外で役員を分け役員一人にかかる負担を軽減する。但し、本人の意向があれば本部役員が連合会の役員を兼ねてもよい。

第23条 役員免除対象

1. 全役免除（育成会、PTAのすべての役を免除）
 - ・ 育成会会長、PTA会長 経験者
2. 育成会四役免除（育成会会長、副会長、書記、会計を免除）

- ・ 育成会副会長、会計、書記、会長補佐、地区会長 経験者
- ・ 当該年度、単位こども会地区会長の方
- ・ 本人及び同居のご家族が重度の病気の方。但し診断書の提出必要。
- ・ 新年度開始時点（毎年4月1日）で妊婦、3歳以下のお子様の方
- ・ 子供会未加入者

3. 育成会会長を免除（育成会会長のみを免除）

- ・ 両親のどちらかが海外単身赴任、シングルの方

※毎年、免除対象者確認を実施しますので期日までに申請をお願いします。

期日内に申請の無い方はいかなる理由があっても免除対象になりません。

期日内に提出不可能な場合は事前に会長まで連絡のこと。

提出期限以降に状況が変わった場合（海外赴任が決まったなど）は

速やかに会長に連絡のこと。

また提出すれば必ず免除になるものではありません。申請書を確認、

四役で協議の上、判断させていただきます。

第24項 役員選出選考委員会

役員選出のため、選挙管理委員会を設置する。

選挙執行は同委員会が選挙管理委員会を兼ねるものとする。

1. 選挙管理委員長は当該年度の育成会会長とする。
2. 選挙管理委員は当該年度の育成会三役で構成する。
3. 役員選挙立候補者は選挙管理委員を兼ねることはできない。
4. 選挙管理委員会は役員選挙に関することを管理、執行する。

附 則

この会則は、平成 6年4月17日

平成19年1月24日

平成20年4月24日

平成22年4月22日

令和 2年4月 4日

令和 8年4月 1日 改正

桃園子ども会育成者会慶弔規定

平成 3年4月28日制定

平成21年4月22日改正

桃園子ども会育成者会の慶弔慰については次の規定による。

〔1〕育成者会員（父母会員）に関するもの

1. 会員死去のとき

- ① 代表者が葬儀に参列し、生花をおくる。（10,000円程度）
- ② 役員・委員・一般会員の区別をしない。

2. 会員傷病のとき

- ① 役員、委員が傷病により入院または療養1ヶ月以上にわたるときは、見舞金をおくる。
(5000円)
- ② 一般会員の場合は特別に行わない。

〔2〕児童に関するもの

1. 児童が死亡のとき

代表者が葬儀に参列し、生花をおくる。（10,000円程度）

2. 児童が傷病のとき

病氣、事故により入院または療養1ヶ月以上にわたるときは、代表者が見舞い見舞金をおくる。（5000円）

〔3〕附則

1. この規定にないものは、そのつど、役員協議により行う。
2. この規定の改廃は子ども会育成者会の役員協議による。
3. この規定での代表者への返しは行わない。